

第3章 計画の内容

重点目標

1

男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

【現状と課題】

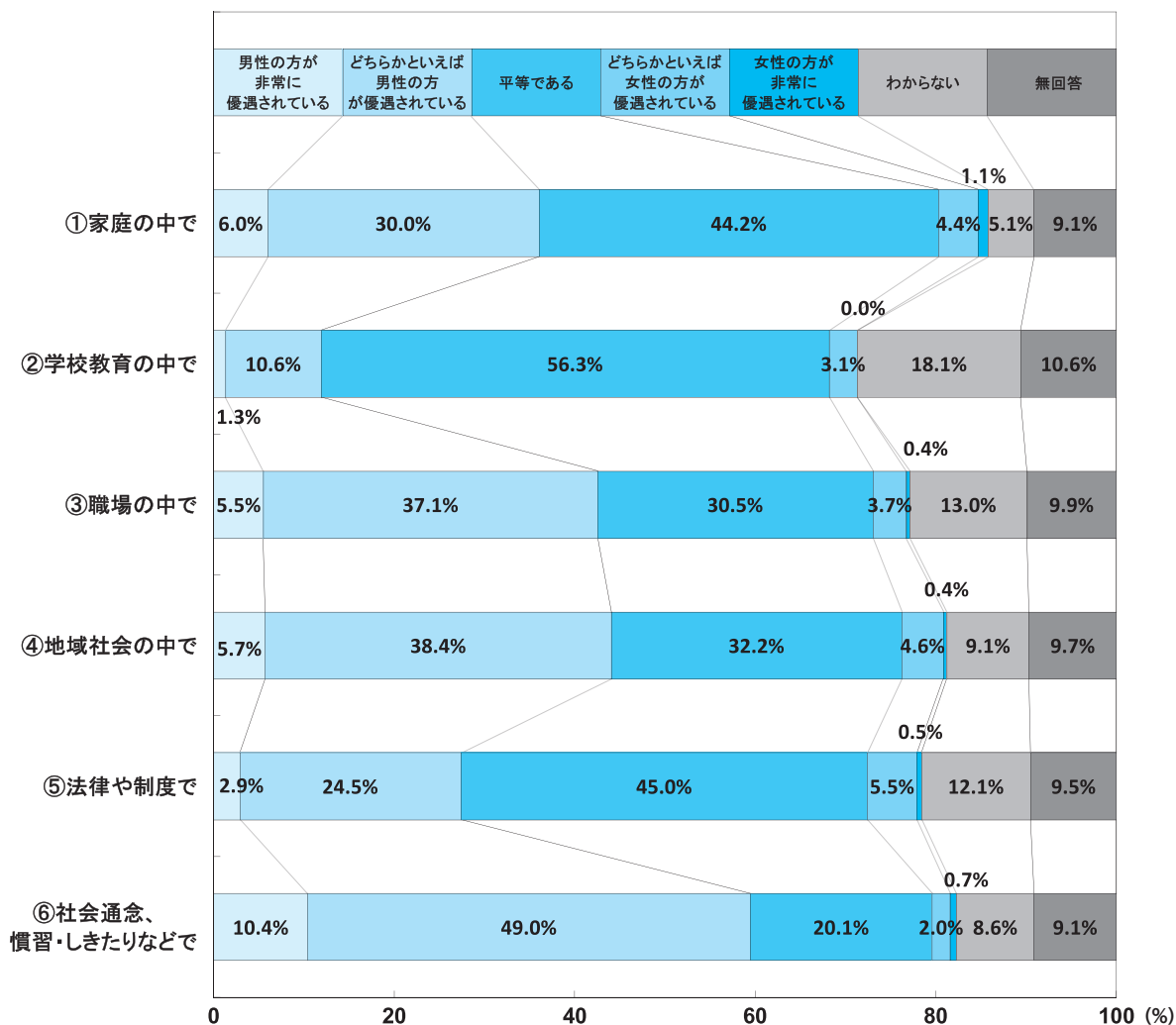
社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げたりし、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻み、男女共同参画社会^{*1}の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きく影響を及ぼしています。本市が実施した平成26年度指宿市の男女の意識に関する調査（以下「市民意識調査」という。）によると、社会通念、慣習・しきたりなどで、多くの方が、男性の方が優遇されていると感じています。

このようなことから、市民生活を支える市のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域等における慣行について、固定的性別役割分担意識^{*3}を助長したり、性別により機会の不平等をもたらしたりするものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が市民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

●男女の地位の平等感について



資料：「指宿市の男女の意識に関する調査」（平成 26 年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施 ②市民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施 ③社会的性別（ジェンダー*4）に配慮した相談体制の充実
(2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発 ②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 ③市職員の男女共同参画に関する理解促進
(3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供 ②調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）*5の充実
(4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシー*6の向上	<ul style="list-style-type: none"> ①メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請 ②公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮 ③メディア・リテラシーの向上のための取組

重点目標

2

男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

男女共同参画社会^{*1}の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

平成23年の県民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成するために県が力を入れるべきこと」として、約半数の人が、「子どもの頃からの男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」をあげ、「学校や家庭での男女の人権に関わる啓発の推進」や「生涯学習の場における男女の平等や相互の理解・協力についての学習の充実」をあげた人も多くなっています。

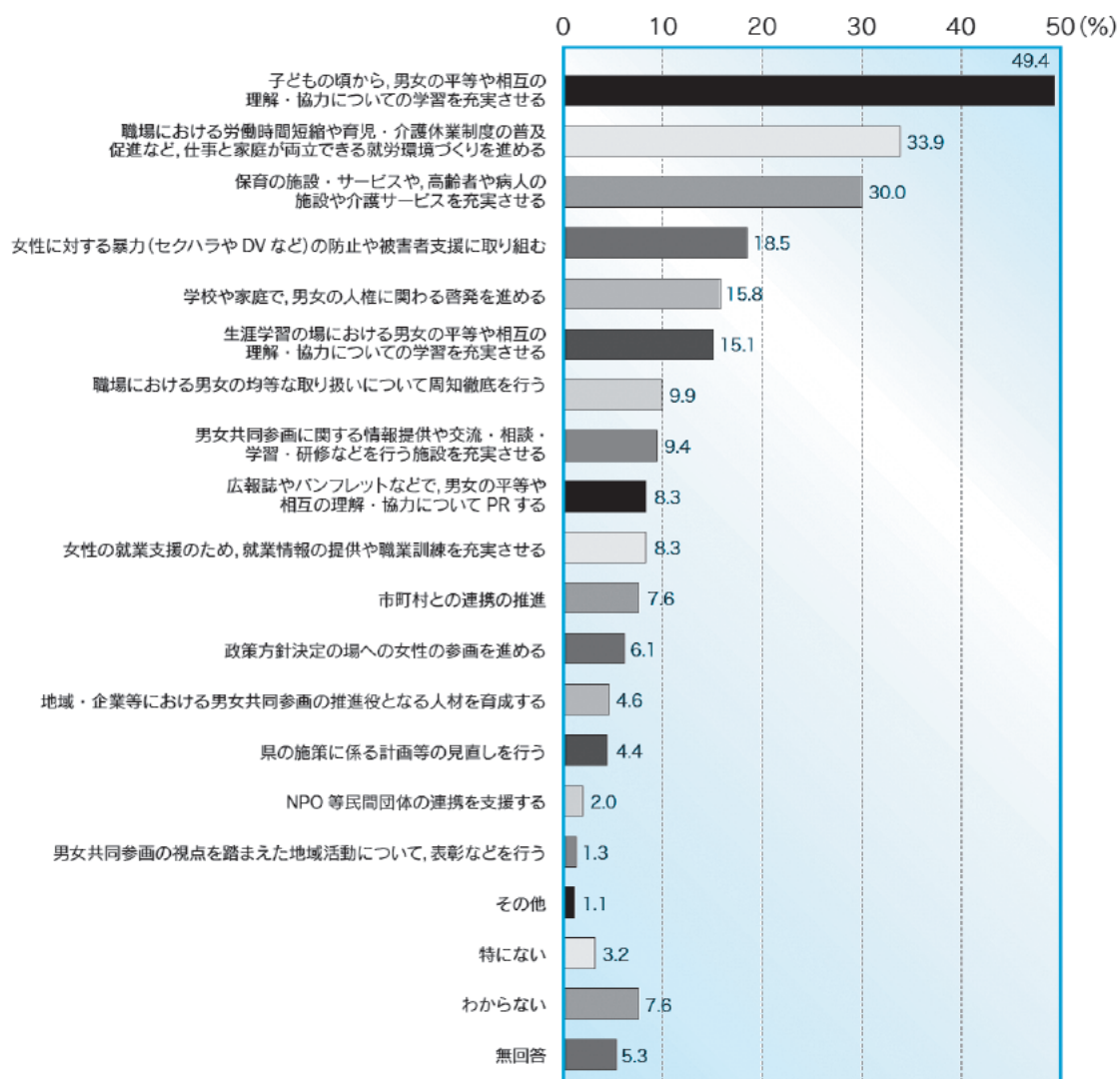
また、平成26年の市民意識調査では、「社会通念、慣習・しきたりなど」で約6割、「地域社会の中」「職場の中」で4割以上の人が、男女の地位に不平等を感じている一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を4割以上の人が肯定的に捉え、依然として固定的性別役割分担意識^{*3}が根強いことを示す結果が出ています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育^{*7}と併せて進めていくことが重要です。

また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメント^{*8}を促進する必要があります。

●男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと



資料：県「鹿児島の男女の意識に関する調査」（平成23年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実	①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進 ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実
(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進	①地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供 ②社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実
(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実	①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 ②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進



子どもたちへの男女共同参画研修（小学校）

重点目標 3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

【現状と課題】

男女共同参画社会^{*1}の形成にあたっては、心身の健康に関する取組が重要です。

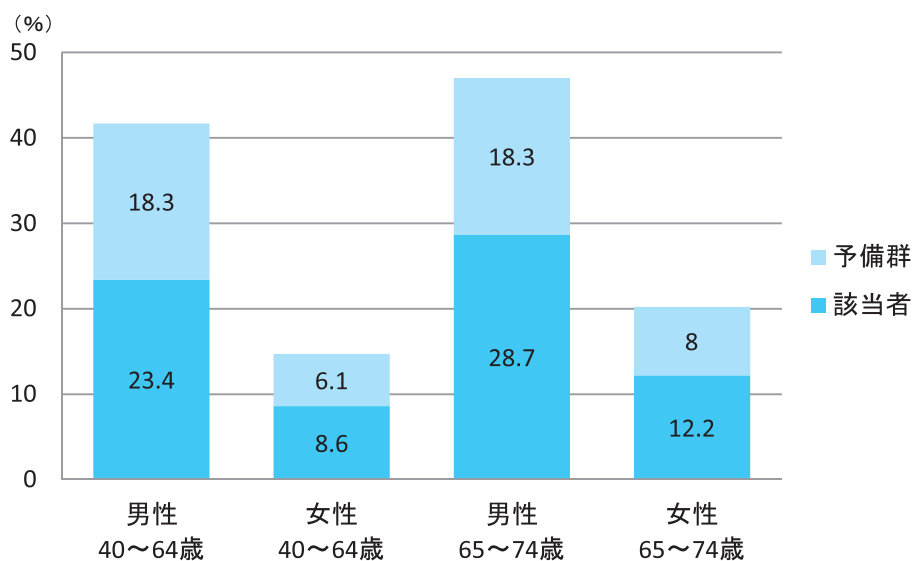
男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正しい知識と情報を入手することにより、主体的に行動し、健康を享受できるように支援することが必要です。その際、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー^{*4}）があり、それが性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）^{*9}」についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を総合的に支援する取組が必要です。

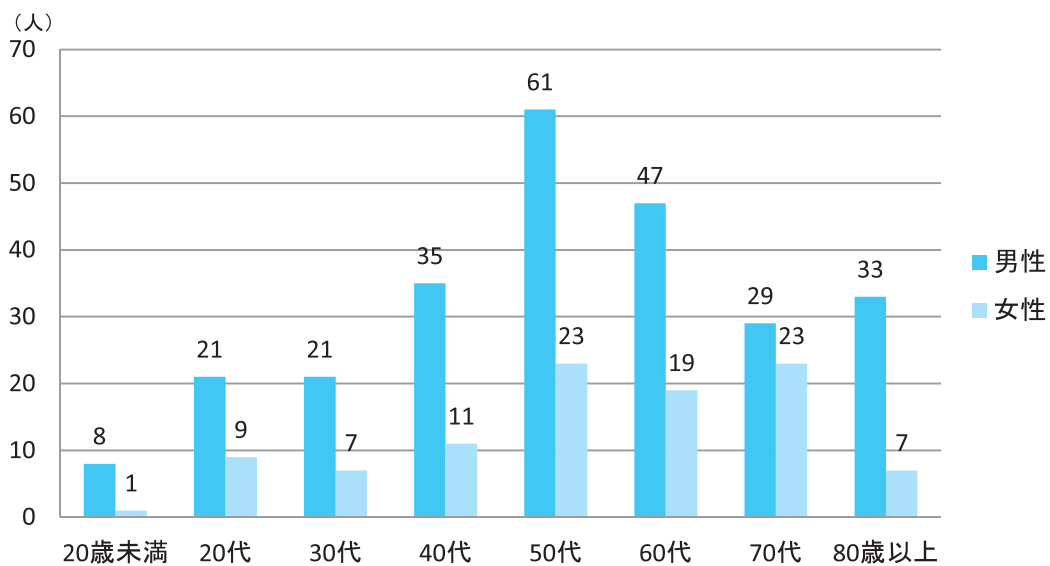
一方、本県の自殺者の7割以上が男性であり、その約6割を40～60代が占めています。この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的負担を負っていたりする男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況にあります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

●メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合（平成26年）



資料：「指宿市国民健康保険データヘルス計画書」をもとに作成

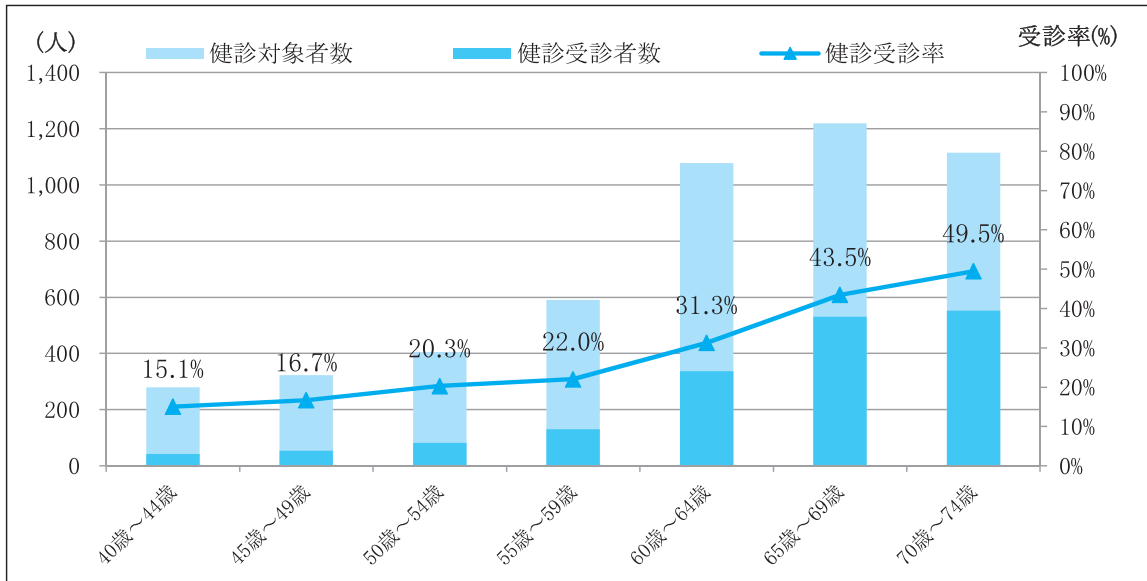
●鹿児島県年代別自殺者数（平成26年）



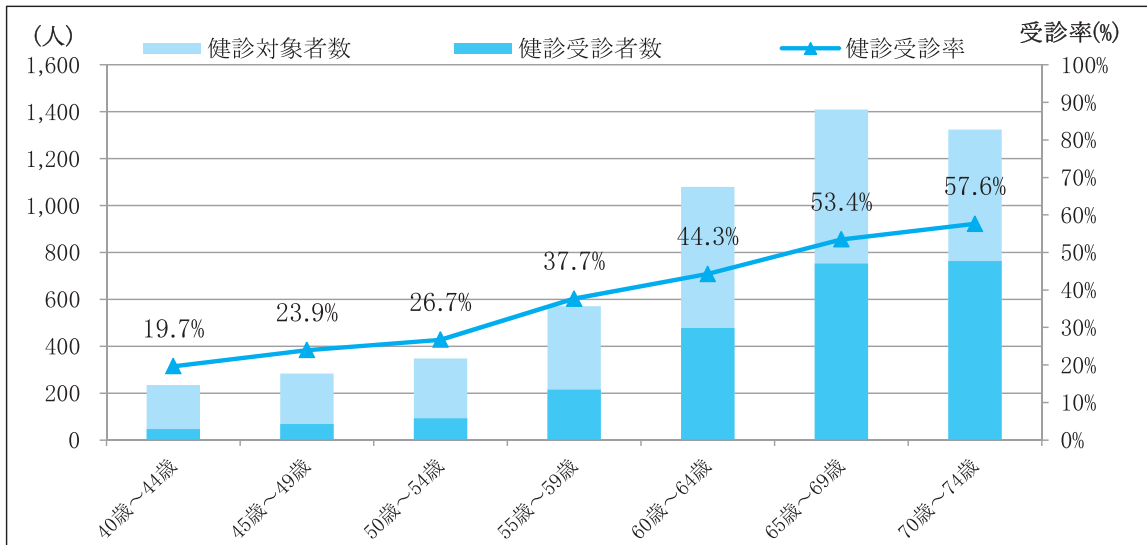
資料：県「平成27年度かごしま男女共同参画の状況」をもとに作成

●年齢別特定健診受診率（平成26年度）

【男性】



【女性】



資料：「指宿市国民健康保険データヘルス計画書」

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 生涯を通じた男女の健康支援	①心身の健康について正しい知識の普及と情報提供 ②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援 ③性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備 ④食育の推進
(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	①妊娠・出産期における健康管理の充実 ②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の確保 ③不妊治療に関する支援の充実 ④性に関する正しい知識の普及
(3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・過度な飲酒対策の推進	①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進 ②薬物乱用防止対策の推進 ③喫煙・過度な飲酒対策の推進
(4) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進	①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備 ②スポーツ活動における女性指導者の養成・活用等による参画の拡大

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
特定健康診査の受診率（国民健康保険分）（注1）	受診率	41.4%	26	60.0%	29	健康増進課

（注1）指宿市健康増進計画（数値は法定報告分）

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力^{*10} やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント^{*11}、性犯罪、人身取引等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会^{*1}を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法^{*12}」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法^{*13}」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動が困難な状況にあります。

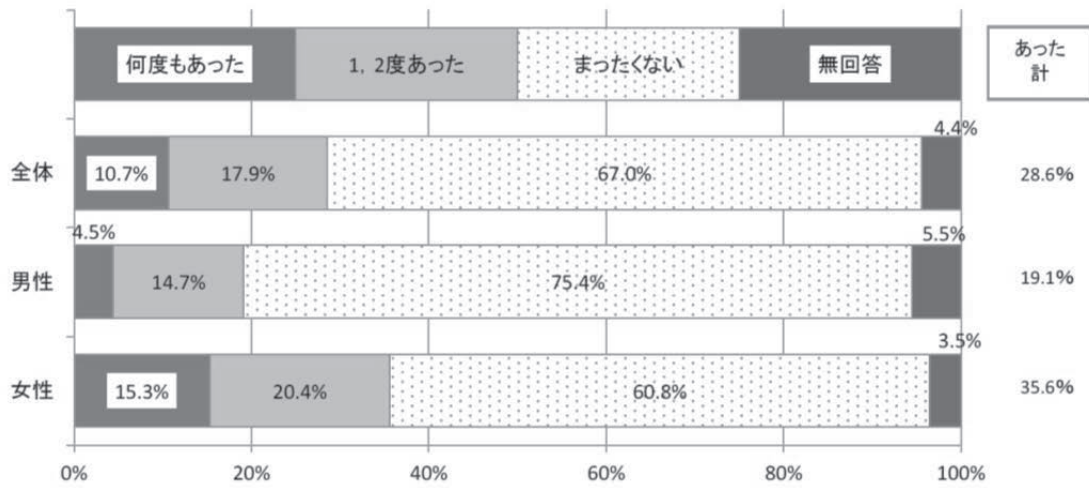
平成23年の県民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力のいずれかを受けたことがある女性は、35.6%で前回調査（32.2%）から増加し、3人に1人が被害を経験し、「何度もあった」が5.6%から15.3%に増加するなど、深刻化が懸念されるところです。また、配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある女性の28.6%は、「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

なお、男児への性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ、被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

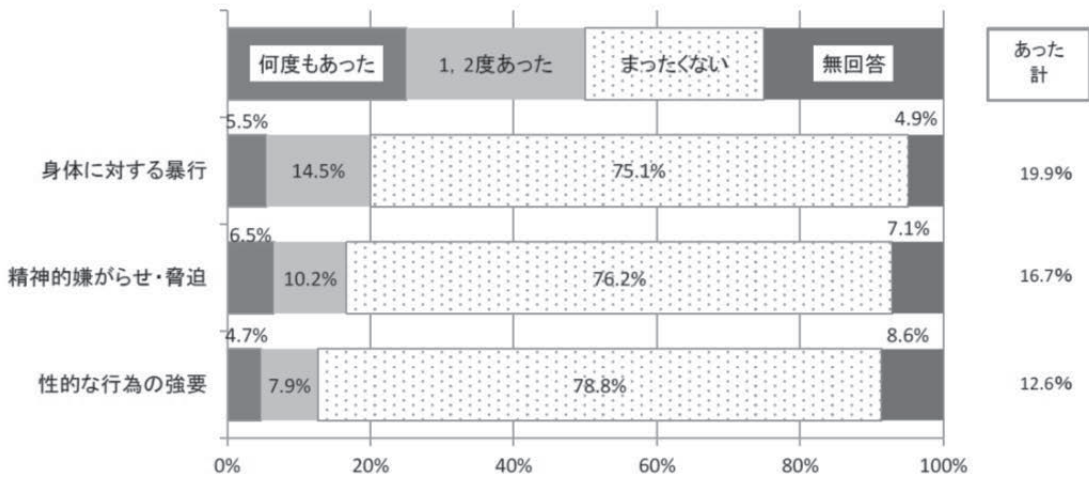
また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

●配偶者等からの暴力被害経験



資料：県「鹿児島県の男女の意識に関する調査」（平成 23 年度）

●配偶者等や親しい異性から暴力や嫌がらせ等を受けた経験（項目別）



資料：県「鹿児島県の男女の意識に関する調査」（平成 23 年度）

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり	①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり ②子どもや若年層の間で起こる暴力を予防する啓発の推進 ③メディアにおける性・暴力表現への対応
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実 ②被害者の早期発見のための環境づくり ③被害者の安全確保 ④被害者の心身の健康回復と自立の支援 ⑤相談員等の養成による相談体制の充実 ⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援 ⑦交際相手からの暴力への対応
(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 ②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合(注2)	認知度	76.2%	26	100%	33	市民協働課

(注2) 現況の出所：「指宿市の男女の意識に関する調査」(平成26年度)

重点目標 5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など、雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など、生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力^{*10}やセクシュアル・ハラスメント^{*11}の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など、生活上の困難に陥りやすくなっています。さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

また、若年層においても、社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、この要因として、経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや、固定的性別役割分担意識^{*3}などもあげられます。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、性的指向^{*14}や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

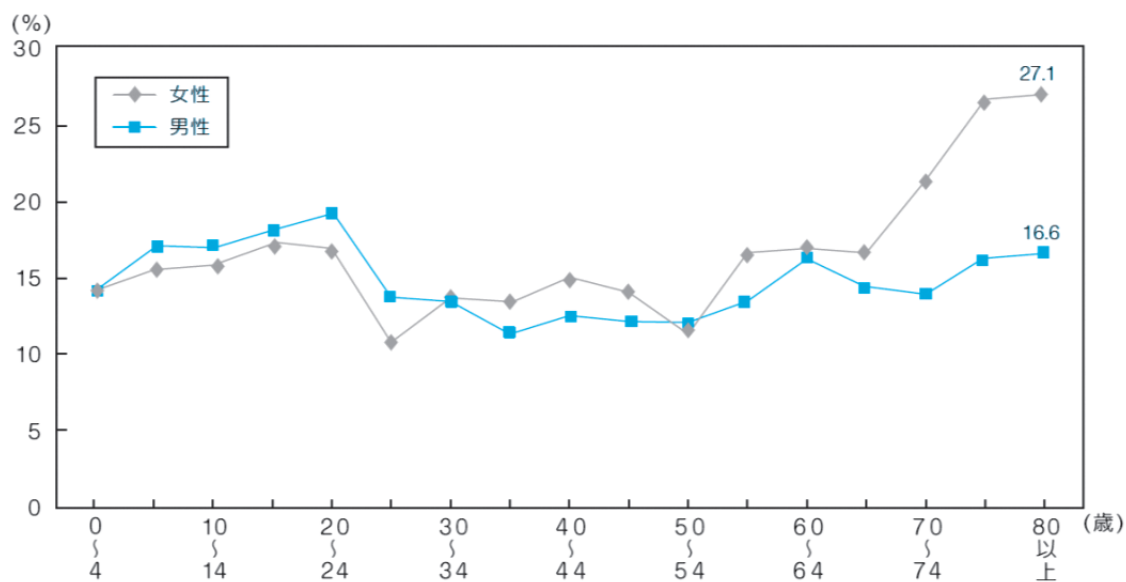
そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

併せて、「M字カーブ^{*15}問題」の解消、就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*16}の推進、正規雇用と非正規雇用間の格差是正等、非正規雇用の雇用環境の整備、自立した生活を送るための支援等に取り組む必要があります。

なお、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

このように、様々で困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

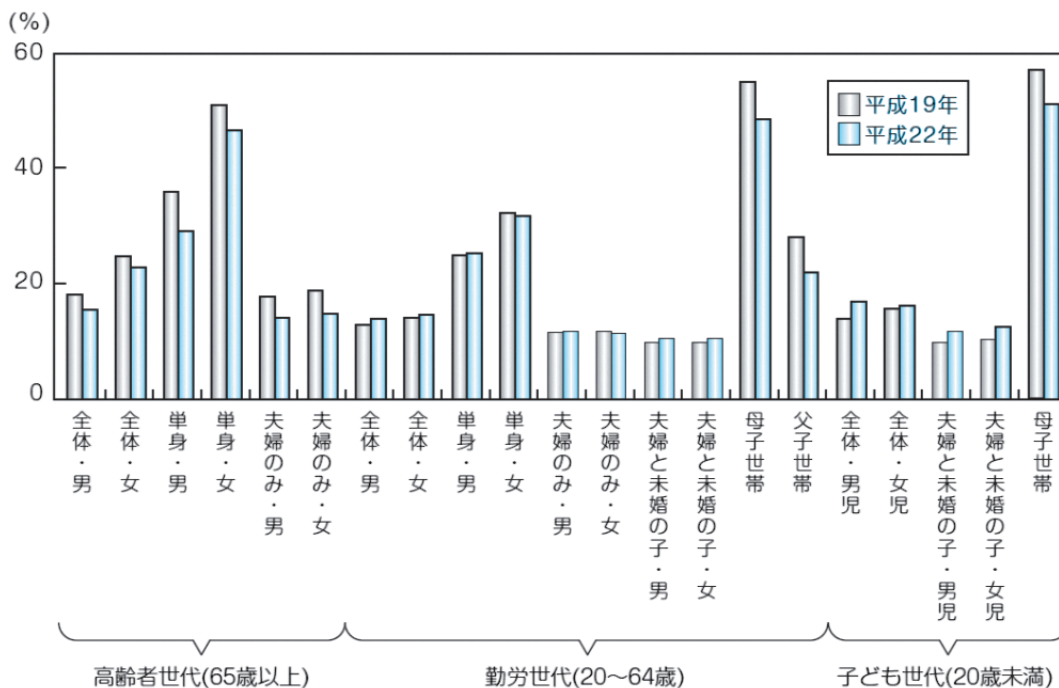
● 男女別・年齢階層別相対的貧困率（平成 22 年）〔全国〕



（備考）厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 22 年）を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」安部彩委員の特別集計より作成。

資料：内閣府「平成 24 年版男女共同参画白書」

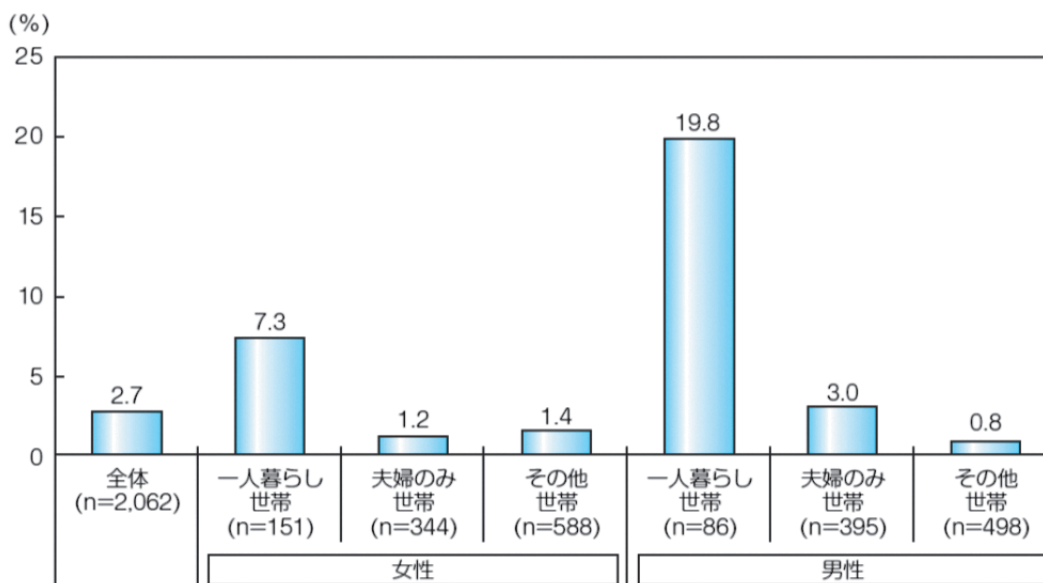
● 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成19、22年）〔全国〕



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年、22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年。

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

● 困ったときに頼れる人がいない人の割合（60歳以上）〔全国〕



- (備考) 1. 内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)より作成。
 2. 調査対象は、60歳以上の男女である。
 ※ n=サンプル数

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等への経済的支援 ②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援
(2) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備	①高齢男女の就業促進 ②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援 ③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実
(3) 障害者が安心して暮らせる環境の整備	①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備 ②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実
(4) 外国人が安心して暮らせる環境の整備	①複合的な生活上の困難を抱える外国人に対する支援
(5) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援	①性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援等、様々な人権問題の解決
(6) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備	①子どもに対する虐待や性犯罪等暴力の根絶 ②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護 ③子どもが安心して生活できる環境づくり ④社会全体で子どもを支える取組の促進
(7) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進	①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大 ②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応 ③女性・高齢者・外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進

重点目標

6

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め、社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画は低調です。

本市の審議会等委員に占める女性の割合は20.6%であり、市議会議員に占める女性の割合は5.0%、自治会長では2.5%と、市の政治や地域づくり活動への女性の参画は進んでいません。（比率は、いずれも平成27年4月1日現在）

このような状況を改善するためには、市が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市民、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 行政分野における女性の参画の拡大	①市の審議会等委員への女性の登用促進 ②市における女性職員の登用等の推進 ③市政推進における女性の意見の反映
(2) 雇用分野における女性の参画の拡大	①企業における女性の参画促進 ②仕事と生活の調和の促進
(3) その他の分野における女性の参画の拡大	①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進
(4) 女性の人材育成及び人材情報の整備	①行政分野における女性の人材の育成 ②地域社会における女性の人材の育成 ③農林水産業分野における女性の人材の育成 ④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成 ⑤女性の人材情報の収集・整備

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
各種審議会等への女性登用率 (注3)	女性委員の割合	20.6%	27	30.0%	33	市民協働課
管理職(市職員)への女性登用率 (注4)	女性職員の割合(部長・課長相当職)	6.0%	27	10.0%	31	総務課
	女性職員の割合(主幹・係長相当職)	20.0%	27	25.0%	31	

(注3) 現況の出所：市町村における女性の公職参加状況調査(平成27年4月1日現在)

(注4) 指宿市特定事業主行動計画(第3期)

重点目標

7

男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。そのため、性別にかかわらず一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ^{*17}の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線（本市）は、30代を底とするゆるやかなM字カーブ^{*15}を描いています。次に、雇用形態（全国）についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など、就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

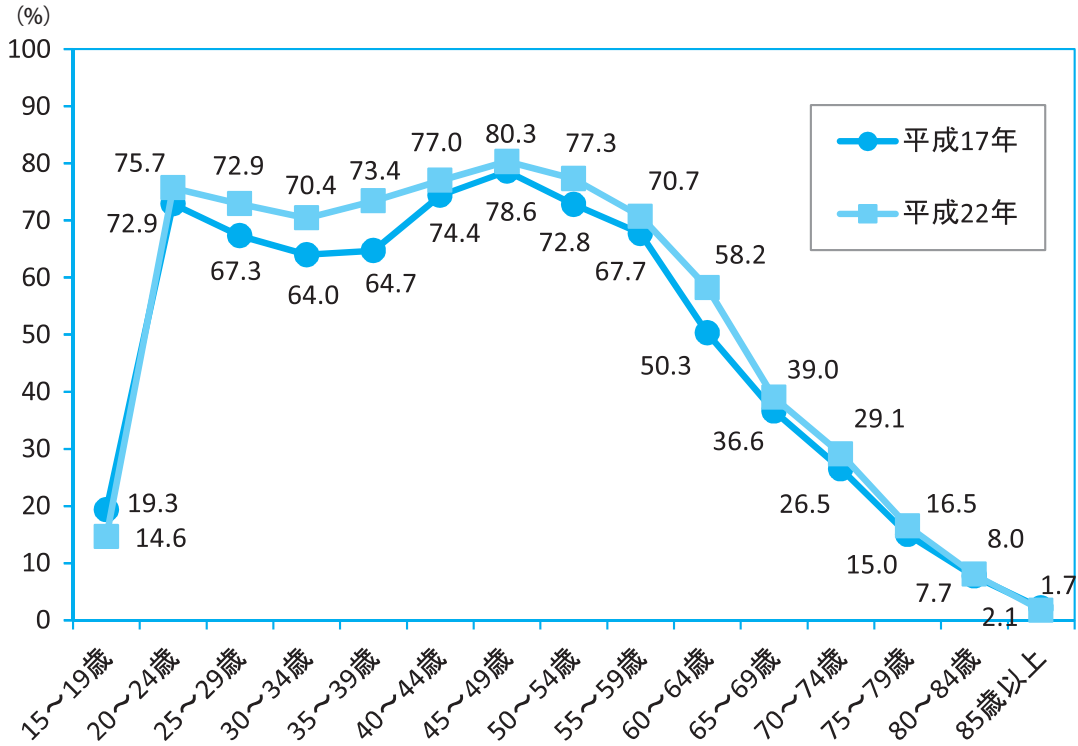
そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{*18}を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など、人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

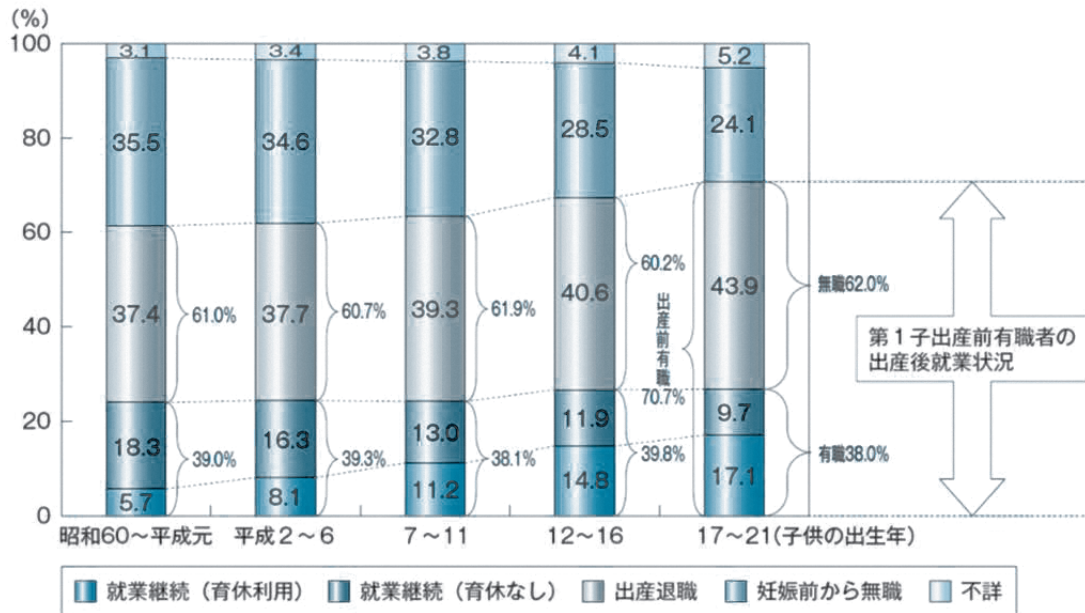
さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

●女性の年齢階級別労働力率の推移（平成17、22年）〔本市〕



資料：総務省「国勢調査」

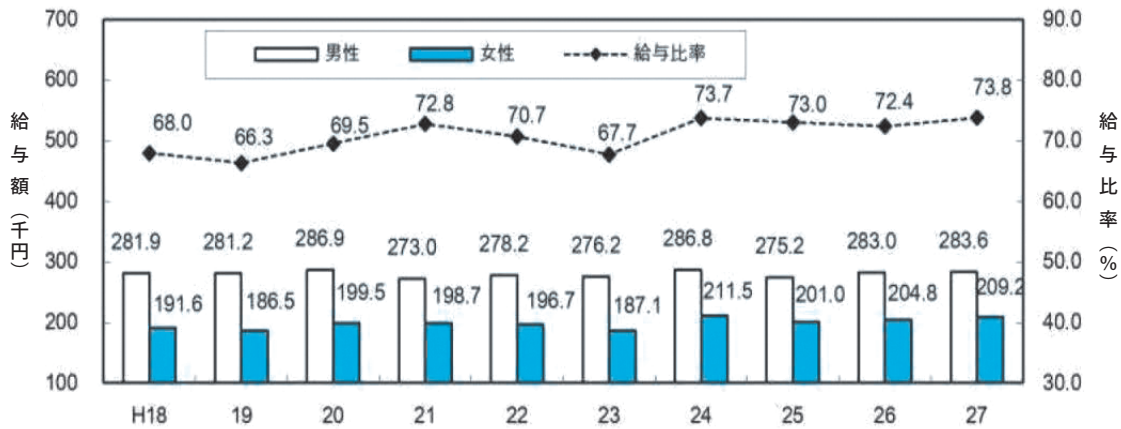
●子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴〔全国〕



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。
 2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
 3. 出産前後の就業経歴
 就業継続（育休利用） - 妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業
 就業継続（育休なし） - 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子供1歳時就業
 出産退職 - 妊娠判明時就業～子供1歳時無職
 妊娠前から無職 - 妊娠判明時無職～子供1歳時無職

資料：内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

●男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移〔本県、全国〕



(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

資料：県「平成27年度かごしま男女共同参画の状況」

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	<ul style="list-style-type: none"> ①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発 ②女性の就労問題の把握と情報提供 ③雇用に関する各種相談への対応
(2) 農林水産業・商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成 ②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成
(3) 女性の能力発揮のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ①就業継続や再就職の支援 ②職業能力開発等の支援 ③起業に対する支援 ④新規就業に対する支援

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
女性農業経営士数	経営士数	21人	27	23人	33	農政課
女性認定農業者数	認定農業者数	16人	27	20人	33	農政課
家族経営協定 ^{※19} 締結数（農家）	経営体数	82経営体	27	92経営体	33	農業委員会



家族経営協定調印式

重点目標 ⑧ 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進（女性活躍推進計画）

【現状と課題】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*16}は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

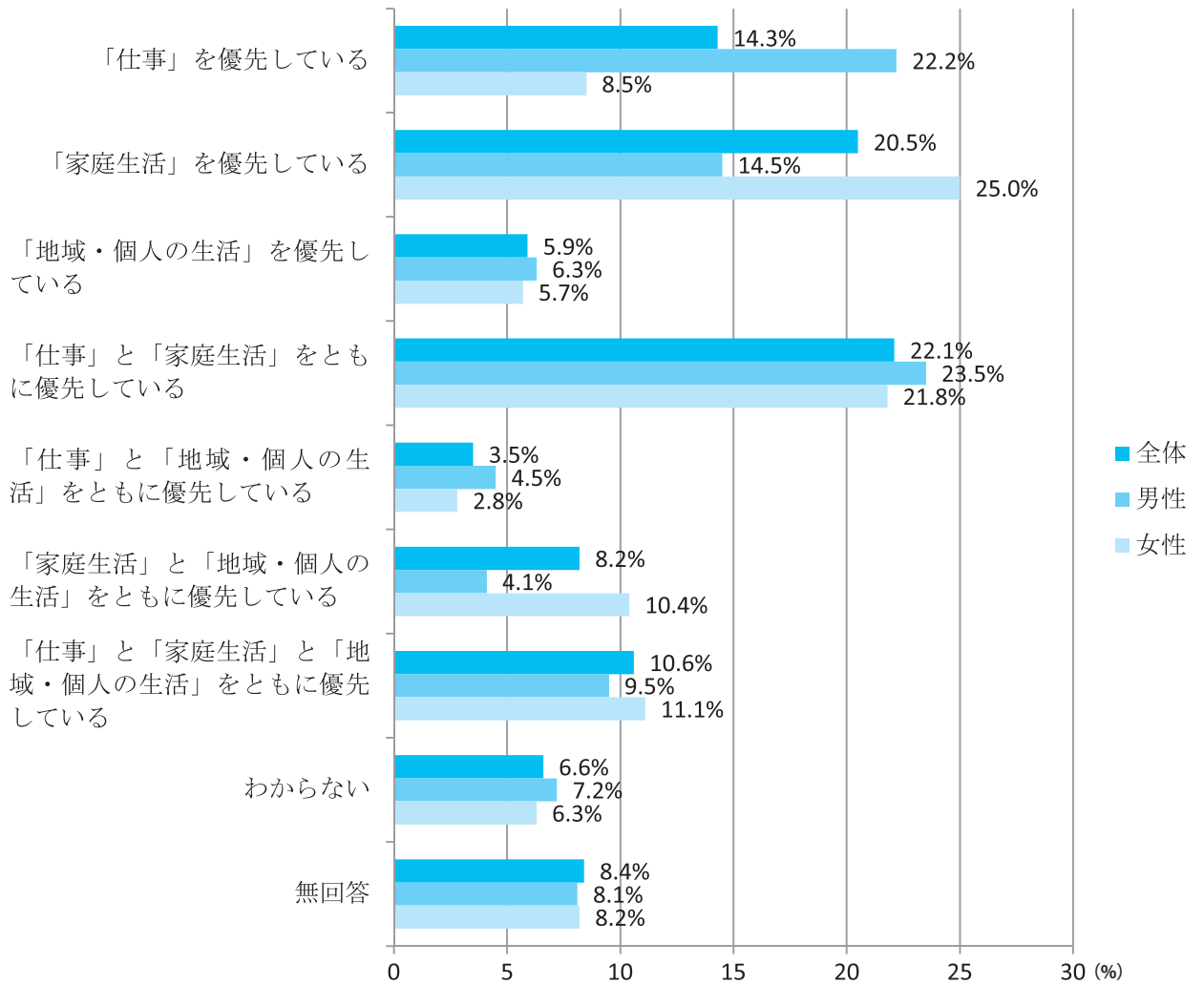
また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、女性の「M字カーブ^{*15}問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかしながら、市民意識調査で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について尋ねたところ、約2割の人が「仕事と家庭生活」をともに優先しており、男女別にみると男性は「仕事」を、女性は「家庭生活」を優先している人の割合が高い傾向が見られました。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

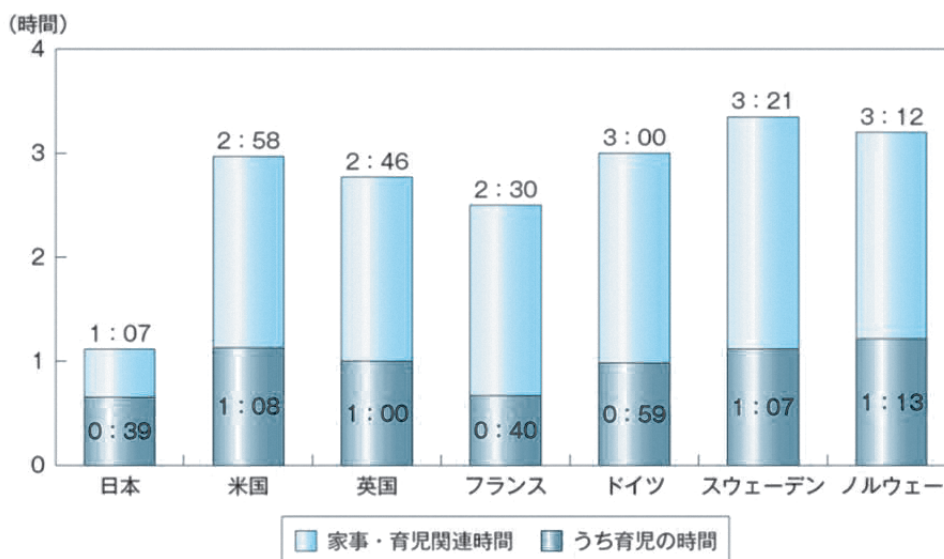


● 仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度について



資料：「指宿市の男女の意識に関する調査」（平成 26 年度）

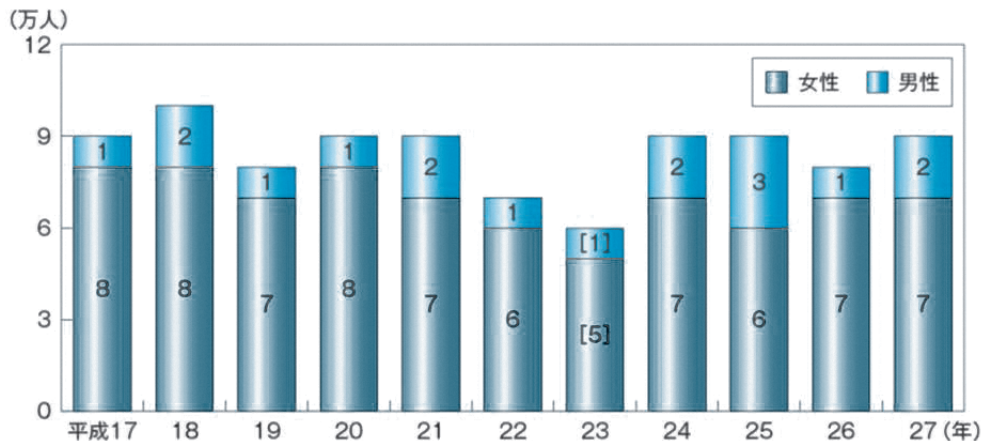
● 6歳未満児のいる夫婦の夫の家事、育児時間（1日当たり）



- (備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」(平成23年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S. "American Time Use Survey" (2014) 及びEurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men" (2004) より作成。
 2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。

資料：内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

● 介護・看護を理由とした離職者数の推移（男女別）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。
 2. 前職が非農林業雇用者で過去1年間の離職者。
 3. 平成23年の数値（〔 〕表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料：内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備	①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 ②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進 ③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実 ②子育て支援拠点施設等の整備 ③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備 ④子育て・介護のための生活環境の整備

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
ファミリー・サポート・センター※20事業（注5）	施設数			1箇所	29	地域福祉課
育ボス※21等子育て応援事業所支援事業（注6）	育ボス講座開催件数			10件/年	31	市民協働課

（注5）指宿市子ども・子育て支援事業計画

（注6）指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略

重点目標

9

男女共同参画の視点に立った 地域づくり活動の推進

【現状と課題】

人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域課題の解決に、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、地域の多様な主体との協働により「新しい公共^{*22}」を担うあり方が求められています。

本市では、市民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、自治公民館連絡協議会、自治会等地域コミュニティにおける組織等が、市と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別や年齢、障害の有無等を越えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会^{*1}の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら、その認識はいまだ十分浸透しておらず、地域課題の解決を困難にしています。

また、自治会等地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

〈施策の方向と概要〉

施策の方向	施策の概要
(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり	①男女共同参画推進体制の充実 ②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援 ③自治会、NPO* ²³ 等との連携・協働
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進	①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大 ②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進 ③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進 ④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進

〈数値目標〉

事業名	指標	現況		目標値		所管課
		数値	年度	数値	年度	
県男女共同参画地域推進員	委嘱者数	4人	28	6人	33	市民協働課
新たな地域コミュニティ組織 ^{*24} づくり事業	新たな地域コミュニティの組織づくりに取り組む団体数 (注6)			10団体	31	市民協働課
	地域(コミュニティ)活動への支援に対する施策の満足度 (注7)	63.6%	26	65.0%	32	市民協働課
	「地域のために役立ちたいと思っている」と回答した市民の割合 (注7)	76.2%	26	80.0%	32	市民協働課

(注6) 指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略

(注7) 第二次指宿市総合振興計画